



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 秀 典
(コード番号 8008 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役執行役員業務担当
岩 森 真 彦
(TEL. 03-5719-3429)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 21 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 4 月 13 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行います。

また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨及び会社法第 427 条に定める責任限定契約を非業務執行取締役等と締結することができるよう、所要の変更を行います。なお、この取締役の責任免除及び責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 21 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 21 日

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 2 0 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は <u>14</u> 名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 2 0 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 代表取締役は、取締役会の決議によって <u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって <u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第27条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第28条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。</p> <p>(監査役会規則) 第32条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第37条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p>